

議 事 日 程

令和元年 10 月 1 日

午後 1 時 30 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 9 月行事報告

第 5 議 案

第77号議案 令和元年度島原市教育委員会表彰について

第78号議案 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

第79号議案 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 10 月行事予定表

② 9 月市議会定例会一般質問報告

(2) その他

差 替

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第77号議案 令和元年度島原市教育委員会表彰について
第78号議案 島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
第79号議案 島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

令和元年10月1日 定例会

第 7 7 号議案

令和元年度島原市教育委員会表彰について

令和元年度島原市教育委員会表彰について、別紙被表彰者の承認を求める。

令和元年 1 0 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育委員会表彰規程第 2 条の規程により、令和元年度の島原市教育委員会表彰を行おうとするものである。

令和元年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部 門	氏 名	年 齢	住 所	備 考	功 勞 内 容	推薦者名
1	校 医 の 部	カメモト 裕徳 亀本 ヒロノリ	67	島原市湖南町6893番地2	第四小学校学校医 7年 湯江小学校学校医 13年6月	本校の学校医として、学校の環境衛生の維持及び改善に 関して、指導及び助言を行っている。また、児童の健康診 断及び児童や職員の健康相談や保健指導、疾病の予防処置 等に従事するなど、児童及び職員の心身の健康の保持増進 のために尽力なさっている。 健康診断の際には、児童が緊張しないよう、一人一人に 優しく丁寧な診察をなされ、その仕事ぶりから誠実な人柄 がうかがえる。 ○在職年数 20年6月 ○在職歴 平成11年4月1日 ～平成18年3月31日 島原市立第四小学校学校医 平成18年4月1日 ～現在 島原市立湯江小学校学校医	湯江小学校長
2	社 会 教 育 の 部	ホンダ 美博 本田 彰博	56	島原市桜門町1730番地1	島原市少年センター 運営協議会委員	平成26年度から現在までの5年以上の永きに渡り、島 原市少年センター運営協議会委員として、青少年の補導活 動の充実及び非行防止の推進に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日から現在 在職期間5年6月	社会教育課長
3	社 会 教 育 の 部	モリカワ 陽子 森川 ヨウコ	51	島原市有明町湯江丁683番地 6	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原 市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や 青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力され た。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長

令和元年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部 門	氏 名	年 齢	住 所	備 考	功 勞 内 容	推薦者名
4	社 会 教 育 の 部	マツザキ 松崎 キヨハル 清晴	66	島原市新湊二丁目丙1989番 地	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力された。《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長
5	社 会 教 育 の 部	オツギ 尾崎 マサヒロ 正祥	50	島原市有明町湯江乙2524番 地172	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力された。《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長
6	社 会 教 育 の 部	ソノダ 園田 ビュウキ 敏之	71	島原市秩父が浦町丁3501番 地15	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力された。《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長
7	社 会 教 育 の 部	マツモト 松本 ケイ 久美	55	島原市本町乙502番地	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力された。《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長

令和元年度 島原市教育委員会表彰 被表彰者

番号	部 門	氏 名	年 齢	住 所	備 考	功 勞 内 容	推薦者名
8	社 会 教 育 の 部	ヤマダ 林田 セイジユウ 成穰	53	島原市城内三丁目1681番地4	島原市少年センター 少年補導委員	平成26年から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市少年センター少年補導委員として、毎月の月例委員会や青少年の街頭補導及び非行防止並びに相談活動に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長
9	社 会 教 育 の 部	ヤマモト 山本 サコ 直子	49	島原市下の丁2003番地1	島原図書館協議会委員	平成26年度から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原図書館協議会委員として、図書館運営の充実、読書活動の推進に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	社会教育課長
10	体 育 保 健 の 部	ホンダ 本多 タカハル 孝治	47	島原市有明町大三東丁632番地4	島原市スポーツ推進委員	平成26年度から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市スポーツ推進委員として、島原市民体育祭や有明地区の各種スポーツ行事に関し、企画・運営など指導的役割を果たされており、住民のスポーツ活動の促進に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	スポーツ課長
11	体 育 保 健 の 部	オオタ 太田 ヤスヒサ 恵久	48	島原市有明町湯江丙258番地	島原市スポーツ推進委員	平成26年度から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市スポーツ推進委員として、島原市民体育祭や有明地区の各種スポーツ行事に関し、企画・運営など指導的役割を果たされており、住民のスポーツ活動の促進に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	スポーツ課長
12	体 育 保 健 の 部	ヤマダ 山田 トモリ 智伯	46	島原市新山二丁目8951番地5	島原市スポーツ推進委員	平成26年度から現在まで、5年以上の永きに渡り、島原市スポーツ推進委員として、島原市民体育祭や白山地区の各種スポーツ行事に関し、企画・運営など指導的役割を果たされており、住民のスポーツ活動の促進に尽力された。 《勤務履歴》 平成26年4月1日～現在 在職期間5年6月	スポーツ課長

(参考)

○島原市教育委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市教育の振興並びに学術その他文化及び体育の進展に特に寄与したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する個人又は団体に対しては、教育委員会が表彰する。

- (1) 公益事業に尽瘁し教育的に功労があり一般の模範と認められるもの
- (2) 特に教育的に奇篤な行為があったもの
- (3) 学校医・学校歯科医等が各学校の嘱託として永年在職し功労のあったもの
- (4) その他教育委員会において表彰に値するものと認めたもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(賞金の附与)

第4条 前条の表彰状及び感謝状には、賞金又は記念品等を附与することができる。

(表彰申請)

第5条 第2条の規定に該当する個人又は団体で表彰するに値するものがあるときは、別表の様式により教育委員会に申請しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月6日教委告示第18号）

この規程は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表（省略）

○島原市教育委員会表彰規程に基づく表彰選考基準

1 校医の部

- (1) 在職期間が満20年以上の者。
- (2) 対象者は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

※参考1 県教育委員会表彰では、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は勤続30年で永年勤続表彰

※参考2 県教育委員会表彰を受ける前段として、市教育委員会表彰の受賞が要件とされる。

2 育友会の部

- (1) 育友会・PTA会長として、在職期間が3年以上ある者。
期間の計算については、小学校・中学校の通算とする。

3 社会教育の部

- (1) 島原市より委嘱された社会教育委員、公民館運営審議会委員、少年センター少年補導委員、図書館運営協議会委員、文化財保護審議会委員等の委員として5年以上。
- (2) 郷土民俗芸能の保存継承、文化の向上に寄与した団体、個人
- (3) 文化関係の大会出場者の表彰については、予選があるもので県大会で優勝若しくはそれと同等の賞を受け、県の代表として全国大会に出場する者又は団体。

4 体育保健の部

- (1) スポーツ推進委員、小学校の社会体育又はスポーツ少年団の指導者として5年以上。
- (2) スポーツ大会出場者の表彰については、体育協会又は公的団体が主催する大会において、県の予選を経て、県の代表として全国大会に出場して優勝した個人又は団体。

5 部活動指導の部

- (1) 島原市内の中学校においての外部指導者で期間が満5年以上ある者。

- (2) 中学校の教職員は、学校体育なので該当しない。
- (3) 小学校の社会体育の指導者は、体育保健の部で推薦。

6 徳行の部

- (1) 徳行が卓越し、他の模範となる者。
- (2) 寄付行為については、総額100万円相当以上（金品、不動産など）のもの。
- (3) 奉仕活動等については、満5年以上。

7 その他

- (1) 島原市教育委員会表彰規程により表彰に値する者。
- (2) 同一部門内においては、再度の表彰はしない。

第 7 8 号議案

島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

島原図書館設置条例施行規則（昭和 6 1 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 1 （第 7 条関係）

図書館登録申込書				年	月	日
申請区分	1. 新規 2. 変更 3. その他（ ） 4. 再発行（ 月 日以降）			旧利用者コード		
ふりがな			生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和		
氏 名				年 月 日生		
保護者名	(小学生以下の場合に記入)		性 別	1. 男 2. 女		
登録要件	1. 市内在住 2. 市内に通勤、通学 3. 雲仙市に在住 4. 南島原市に在住 5. その他（ ）					
自宅住所	〒					
電話番号	(自 宅) : () (携帯) : () (勤務先) : () その他の連絡先がある方は下の欄にご記入ください					
上記以外の連絡先	名称等 電話 : ()					

※記入していただいた個人情報については、図書の貸出し、その他連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証 学生証 その他（ ）					
	利用者コード					

別表第3（第14条関係）

図書館登録申込書（団体）

年 月 日

ふりがな	
団 体 名	
団体住所	〒
代表者名	
代 表 者 電話番号	電話： ()
記入者名	(※代表者と違う場合に記入)
記 入 者 住 所	〒
記 入 者 電話番号	電話： ()

※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	職員証 その他 ()
	利用者コード

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年10月1日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

新元号の施行等に伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
島原図書館設置条例施行規則 昭和 6 1 年教育委員会規則第 3 号 様式第 1 号（第 7 条関係）		島原図書館設置条例施行規則 昭和 6 1 年教育委員会規則第 3 号 様式第 1 号（第 7 条関係）	
図書館登録申込書		図書館登録申込書	
申請区分	1. 新規 4. 再発行（月 月 日以降）	3. 再発行（月 月 日以降）	4. その他（月 月 日）
ふりがな	旧利用者コード		
氏 名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	1. 男 2. 女
保護者名	性 別		
登録要件	（小学生以下の場合に記入）		
自宅住所	1. 市内在住 2. 市内に通勤、通学 4. 南島原市に在住 5. その他（ ）	3. 雲仙市に在住	
電話番号	（自 宅）：（ ）（携帯）：（ ）	携帯電話の方は固定電話もご記入ください	
上記以外の連絡先	（勤務先）：（ ）	名称等	電話：（ ）
※記入していただいた個人情報については、図書の貸出し、その他の連絡等以外には使用いたしません。			
確 認	運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証 学生証 その他（ ）	確 認	運転免許証 健康保険証 学生証 その他（ ）
利用者コード		利用者コード	

改 正 案		現 行	
様式第 3 号 (第14条関係)			
図書館登録申込書 (団体)		図書館登録申込書 (団体)	
年 月 日		年 月 日	
ふりがな		ふりがな	
団 体 名		団 体 名	
団体住所	〒	団体住所	〒
代表者名		代表者名	
代 表 者 電 話 番 号	電 話 : ()	代 表 者 電 話 番 号	電 話 : ()
記入者名	(※代表者と違う場合に記入)	記入者名	(※代表者と違う場合に記入)
記 入 者 所 住		記 入 者 所 住	〒
記 入 者 電 話 番 号	電 話 : ()	記 入 者 電 話 番 号	電 話 : ()
※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他の貸出、その他の連絡等以外には使用いたしません。		※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他の貸出、その他の連絡等以外には使用いたしません。	
※以下は記入しないでください。		※以下は記入しないでください。	
確 認	職 員 証 其 他 ()	確 認	職 員 証 其 他 ()
利用 者		利用 者	
コ ー ド		コ ー ド	

第 7 9 号議案

島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

島原市有明図書館の管理運営に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 1 （第 7 条関係）

図書館登録申込書

年 月 日

申請区分	1. 新規 2. 変更 3. その他（ ） 4. 再発行（ 月 日以降）			旧利用者コード								
ふりがな				生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和							
氏 名					年 月 日生							
保護者名	(小学生以下の場合に記入)			性 別	1. 男 2. 女							
登録要件	1. 市内在住 2. 市内に通勤、通学 3. 雲仙市に在住 4. 南島原市に在住 5. その他（ ）											
自宅住所	〒											
電話番号	(自 宅) : () (携帯) : () (勤務先) : () その他の連絡先がある方は下の欄にご記入ください											
上記以外の連絡先	名称等 電話 : ()											

※記入していただいた個人情報については、図書の貸出し、その他連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証 学生証 その他（ ）											
	利用者コード											

別表第3（第14条関係）

図書館登録申込書（団体）

年 月 日

ふりがな	
団 体 名	
団体住所	〒
代表者名	
代 表 者 電話番号	電話： ()
記入者名	(※代表者と違う場合に記入)
記 入 者 住 所	〒
記 入 者 電話番号	電話： ()

※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	職員証 その他 ()
	利用者コード

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年10月1日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

新元号の施行等に伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案

島原市有明図書館の管理運営に関する規則
平成17年教育委員会規則第31号

様式第 1 号（第 7 条関係）

現 行

島原市有明図書館の管理運営に関する規則
平成17年教育委員会規則第31号

様式第 1 号（第 7 条関係）

図書館登録申込書

年 月 日

申請区分	1. 新規	2. 変更	3. その他（日以降）	4. その他（年 月 日生）
ふりがな	旧利用者コード			
氏 名	生年月日		大正・昭和・平成・令和年 月 日生	
保護者名	性 別		1. 男 2. 女	
登録要件	1. 市内在住 2. 市内に通勤、通学 3. 雲仙市に在住 4. 南島原市に在住 5. その他（）			
自宅住所	〒			
電話番号	(自 宅) : () () ()	(携 帯) : () () ()	その他の連絡先がある方は下の欄にご記入ください	
上記以外の連絡先	名称等	電 話 : () () ()		

※記入していただいた個人情報については、図書の貸出し、その他の連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	運転免許証	マイナンバーカード	健康保険証	学生証	その他（ ）
利用者コード	利用者コード				

図書館登録申込書

年 月 日

申請区分	1. 新規	2. 変更	3. その他（日以降）	4. その他（年 月 日生）
ふりがな	旧利用者コード			
氏 名	生年月日		明治・大正・昭和・平成年 月 日生	
保護者名	性 別		1. 男 2. 女	
登録要件	1. 市内在住 2. 市内に通勤、通学 3. 雲仙市に在住 4. 南島原市に在住 5. その他（）			
自宅住所	〒			
電話番号	(自 宅) : () () ()	(携 帯) : () () ()	その他の連絡先がある方は下の欄にご記入ください	
上記以外の連絡先	名称等	電 話 : () () ()		

※記入していただいた個人情報については、図書の貸出し、その他の連絡等以外には使用いたしません。

※以下は記入しないでください。

確 認	運転免許証	健康保険証	学生証	その他（ ）
利用者コード	利用者コード			

改 正 案		現 行	
様式第 3 号 (第14条関係)			
図書館登録申込書 (団体)		図書館登録申込書 (団体)	
年 月 日		年 月 日	
ふりがな		ふりがな	
団 体 名		団 体 名	
団体住所	〒	団体住所	〒
代表者名		代表者名	
代表者電話番号	電話： ()	代表者電話番号	電話： ()
記入者名	(※代表者と違う場合に記入)	記入者名	(※代表者と違う場合に記入)
記入者住所	〒	記入者住所	〒
記入者電話番号	電話： ()	記入者電話番号	電話： ()
※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他の貸出、その他連絡等以外には使用いたしません。		※記入していただいた団体の情報については、図書の貸出、その他の貸出、その他連絡等以外には使用いたしません。	
※以下は記入しないでください。		※以下は記入しないでください。	
確 認	職員証 その他 ()	確 認	職員証 その他 ()
利用コード		利用コード	

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

○9月市議会定例会一般質問報告

令和元年10月1日 定例会

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
4	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢
5	木	長崎県学力向上推進会議	10:30	長崎県庁	森田
5	木	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	平田、園田、小鉢
6	金	第69回島原市小中学校合同科学作品展 会場準備	9:00	島原文化会館	平田、中村、森田、園田、小鉢
7	土	第69回島原市小中学校合同科学作品展(～8日)	10:00	島原文化会館	園田
9	月	令和2年度公立高等学校入試要項説明会	12:00	有明公民館	小鉢
10	火	第69回島原市小中学校合同科学作品展 会場撤去	8:30	島原文化会館	中村、平田、園田、小鉢
12	木	献立案作成会	14:00	杉谷公民館	塩田
13	金	こころの緊急支援チーム基礎研修会	10:00	県南保健所	小鉢
19	木	交流給食(トンガ料理)	12:00	第四小	次長、平田
19	木	5歳児健診	14:00	島原市保健センター	園田
19	木	学校給食研究会	15:30	杉谷公民館	森田
20	金	ケース会議	10:30	高野小	園田、小鉢
20	金	交流給食(トンガ料理)	12:00	第二小	市長、平田、森田
25	水	医療的ケアの担当者会	10:00	本庁	園田
26	木	教育長・校長合同研修会	13:30	教育センター	中村、平田
27	金	食育推進会議	13:30	保健センター	課長
27	金	島原市子ども読書活動推進計画策定委員会	13:30	島原図書館	森田
27	金	女性活躍推進セミナー	15:00	有明文化会館	塩田
30	月	デジタル教科書説明会	14:00	杉谷公民館	平田
30	月	中学校教育研究会「数学部会」兼「講演会」	15:00	第二中	森田

島原市教育委員会 10月定例会報告事項

【令和元年9月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	月	あいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
8	日	杉谷地区通学合宿（入所式）	14:30	下折橋避難所	藤井
8	日	白山地区通学合宿（入所式）	15:00	白山公民館	藤井
11	水	島原城築城400周年記念事業歴史・文化部会	13:30	森岳公民館	宇土
11	水	杉谷地区通学合宿（退所式）	17:30	下折橋避難所	藤井
11	水	白山地区通学合宿（退所式）	17:30	白山公民館	藤井
13	金	市民音楽祭「洋楽の部」第2回代表者会議	19:30	島原文化会館	藤井、小山
16	月	第214回市民文化講座「明治維新と丸山作楽」	14:00	森岳公民館	中村、歴史文化班員
17~20 (火~金)		島原市所蔵古文書調査事業	14:00	島原図書館	課長、吉田、林田
17	火	三会地区通学合宿（入所式）	15:45	三会公民館	藤井
17	火	市民音楽祭「邦楽の部」第3回代表者会議	19:30	霊丘公民館	課長、藤井、小山
19	木	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	課長、藤井、野口指導員
19	木	公民館事務員面接	13:00	有明公民館	次長、課長、小山
20	金	三会地区通学合宿（退所式）	17:30	三会公民館	藤井
23	月	森岳地区通学合宿（入所式）	14:30	森岳公民館	藤井
23	月	霊丘地区通学合宿（入所式）	15:00	霊丘公民館	藤井
26	木	森岳地区通学合宿（退所式）	17:30	森岳公民館	藤井
26	木	霊丘地区通学合宿（退所式）	17:30	霊丘公民館	藤井
27	金	島原市子ども読書活動推進計画策定委員会	13:30	島原図書館	教育長、課長、藤井
27	金	少年センター少年補導委員幹事会	18:30	ダイニング和	課長、藤井、入江指導監
※ 各地区にて高齢者学級7回（担当：野口）・婦人学級6回開催（担当：松本）					

【付記事項】

1	日	長崎県地域婦人団体研究大会	9:00	島原文化会館	課長、藤井、生涯学習班員
5	木	人権推進会議	16:00	本庁舎	藤井
8	日	有明地区体育祭	9:00	有明の森	市長、教育長、課長
8	日	三会地区敬老祝賀会	10:00	三会公民館	植木
8	日	杉谷地区敬老祝賀会	10:00	杉谷公民館	芦塚
14	土	森岳地区敬老祝賀会	9:30	島原文化会館	湯田
15	日	森岳地区町内対抗ピンボン大会	8:30	第一中学校	市長、湯田
15	日	白山地区敬老祝賀会	9:30	白山公民館・福祉センター	大川
16	月	安中地区敬老祝賀会	9:30	島原復興アリーナ	野口
16	月	霊丘地区敬老祝賀会	10:30	南風楼	水田
19	木	まち・ひと・しごと創生本部幹事会	10:00	本庁舎	課長

教育委員会 10月定例会 報告事項

[9月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和元年１０月行事予定表

令和元年１０月１日現在

- 太字ゴシック 教育委員出席予定
- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	火	10月定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△		朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	トンガ公認キャンプ(9/29～10/4)
2	水	決算審査特別委員会 10:00 議会会議室◎○△	定例校長会 9:30 杉谷公民館		市民体育祭協力者説明会 トンガ公認キャンプ(9/29～10/4)
3	木	決算審査特別委員会 10:00 議会会議室◎○△		長崎県公民館大会 13:30 佐世保市	トンガ公認キャンプ(9/29～10/4)
4	金		教職員実態調査1次 14:00 有明総合文化会館◎△	長崎県公民館大会 9:30 佐世保市	トンガ公認キャンプ(9/29～10/4)
5	土				
6	日				「トンガ 対 フランス」試合観戦島原市民応援団16:45熊本スタジアム 市長◎○△
7	月	まちひとしごと創生本部会議 15:30 外港庁舎 ◎○	教職員実態調査(1次) 9:20 1階相談室 ◎△		
8	火				
9	水	採用試験合否判定会議 10:00外港庁舎◎ 九州都市教育長協議会 宮崎市(前泊)◎	定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △	島原市美術展覧会開会式 9:00 島原文化会館 ◎○△	
10	木	九州都市教育長協議会 10:00 宮崎市◎ 地方教育行政功労表彰式 11:30 東京都△	市中体連駅伝大会 8:30 復興アリーナ◎○△		
11	金	九州都市教育長協議会 12:00まで宮崎市◎ 地方教育行政功労表彰受賞報告 17:00 外港庁舎 ○△			
12	土				
13	日				市民体育祭大運動会8:30陸上競技場 市長 議長 副市長◎○△
14	月	体育の日 			
15	火				
16	水				
17	木			県下社会教育担当課長会議 13:30 南島原市 △	全国グラウンド・ゴルフレディースプレ大会9:50平成町 多目的広場 市長案内 県下主管課長会議(～18日)13:30諫早市△
18	金		学校巡回訪問 10:00 有明中 ◎○△	社会教育担当者会 9:30 有明公民館 △	県下主管課長会議(～18日)13:30諫早市△
19	土	不知火祭り献湯祭 11:00 外港 ◎			九州学生陸上新人大会(10/19～20)
20	日				九州学生陸上新人大会(10/19～20)
21	月		校長中間面接 10:00 1階相談室 ◎△		
22	火				
23	水		教育厚生委員会視察研修随行動 静岡県小山町他 △(～25日まで)		
24	木	人事評価教育長面談 午後 ◎○△			
25	金		北村西望賞教育美術展審査会 9:30 島原文化会館		
26	土				V1リーグ男子開幕戦島原大会(～27日)復興アリーナ
27	日				V1リーグ男子開幕戦島原大会(～27日)復興アリーナ ジュニア陸上競技大会8:00陸上競技場 市長案内 近県弓道島原大会10:00霊丘弓道場○
28	月		校長中間面談 10:00 1階相談室 △		オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会15:00県庁
29	火		学校巡回訪問 三小 ◎○△	市民音楽祭「邦楽の部」代表者会議 19:30 霊丘公民館 △	
30	水				
31	木		学校巡回訪問 一中 ◎○△		

一般質問答弁要旨（教育関係）

【令和元年 9 月定例会】

島原市教育委員会

令和元年9月市議会定例会 一般質問答弁要旨

目 次

議員名	質 問 内 容	担当課	頁番号
楠 晋典	教育行政について：市民音楽祭について：本年度より小中学校は不参加とのことだがなぜか	(社会教育課)	1
	教育行政について：市民音楽祭について：昨年、小体会が廃止された。詰込み型教育の助長にならないか	(学校教育課)	2
	教育行政について：市民音楽祭について：全国一斉の学力テストは必要か	(学校教育課)	3
	教育行政について：学童保育について：放課後子ども学習室事業の状況と反響はどうか	(社会教育課)	4
	教育行政について：学童保育について：今後の方針は	(社会教育課)	5
本多 秀樹	福祉と教育の拡充について：学力向上と教育環境の整備：学力向上対策事業	(学校教育課)	6
	福祉と教育の拡充について：学力向上と教育環境の整備：老朽化した学校施設の整備	(教育総務課)	7
	福祉と教育の拡充について：学力向上と教育環境の整備：学校のICT環境整備	(教育総務課)	8
	行財政改革の推進について：効率的、効果的な行政運営の推進：公立公民館のあり方：現状どおり公立公民館には正職員を配置するののか。	(社会教育課)	9
	行財政改革の推進について：効率的、効果的な行政運営の推進：公立公民館のあり方：公立公民館の職員を正職員から非正規職員へ変えた場合、人件費をどのくらい削減できるか。	(社会教育課)	10
	行財政改革の推進について：効率的、効果的な行政運営の推進：公立公民館のあり方：今後、公立公民館を生涯学習の拠点としての機能に加え、地域住民組織の拠点施設、生活支援のための拠点施設として活用できないか。	(社会教育課)	11
草野 勝義	教育問題について：教員数不足の実態について：	(学校教育課)	12
馬渡 光春	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：スマートフォン等の所持状況と学校としての指導状況について：	(学校教育課)	13
	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：小中学校内における「受動喫煙対策」について：	(学校教育課)	14
	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：いじめ・不登校の現状と対応について：	(学校教育課)	15
	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：児童虐待の把握と学校としての対応について：	(学校教育課)	16
	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：運動部活動「ガイドライン」の対応について：	(学校教育課)	17
	学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について：文化部活動「ガイドライン」が策定されたが、市教育委員会の対応について：	(学校教育課)	18

令和元年9月市議会定例会 一般質問答弁要旨

目 次

永尾 邦忠	見守りシステムについて：小学校の登下校時の見守りシステムの現状について：年間の必要経費と効果について	(教育総務課)	19
	見守りシステムについて：小学校の登下校時の見守りシステムの現状について：システム更新の費用は発生するのか	(教育総務課)	20
	見守りシステムについて：小学校の登下校時の見守りシステムの現状について：不審者情報の共有体制と情報の件数	(学校教育課)	21
松坂 昌應	「文化課」の設置を：(1)この度の遺跡消失の経緯：(2)県文化財に指定した県の反応：(3)文化財保護審議会の意見 ※「文化財課」という呼称：(4)教育委員会の対応、今後：	(社会教育課)	22
	「文化課」の設置を：縦割り行政の連携は：	(社会教育課)	23
	「文化課」の設置を：職員の過重労働はないか：	(社会教育課)	24
	「文化課」の設置を：築城400年、進捗と展望：	(社会教育課)	25
	文化会館問題：島原文化会館建設哲学：	(社会教育課)	26
	文化会館問題：県指定文化財内で出来ること出来ないこと：建て替えでなく修理ならOK？ ※浄化槽の扱い：	(社会教育課)	27
	文化会館問題：建て替えなら何処に：	(社会教育課)	28
	文化会館問題：廊下橋は可能か：	(社会教育課)	29

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		楠 晋典	（社会教育課）
質問事項（親番）				
教育行政について				
質問事項（子番）				
市民音楽祭について				
質問事項（孫・細番号）				
本年度より小中学校は不参加とのことだがなぜか				
質問の内容				
※質問の趣旨 市民音楽祭へ小・中学校が参加できなくなるということが市民・保護者で話題になっている。その理由は。				
答弁の内容				
市民音楽祭小・中学校の部の廃止についてでございますが、小学校では、令和2年度から新しい学習指導要領が完全実施となり、特に5・6年生では「外国語科」が、3・4年生では「外国語活動」の時間が新設され、年間の授業時数が35時間増加となります。各小学校への実態を調査したところ、市民音楽祭に平均26時間の授業時間を使っており、さらにはその時間だけでは足りず、朝の学習時間や昼休みなども使って練習をしており、児童の負担も大きく、学校生活に余裕がないという状況が分かりました。 そこで、新学習指導要領へのスムーズな移行と授業時数の確保を念頭においた全市的な行事の見直しを検討した結果、廃止を決定したところであります。 なお、これまで出演していた中学校の吹奏楽や、地域の子供たちが行っている太鼓クラブなどについては、一般の「洋楽の部」や「邦楽の部」の中で発表をしていただくなど、新たな発表の場の確保に努めているところであります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		楠 晋典	（学校教育課）
質問事項（親番）				
教育行政について				
質問事項（子番）				
市民音楽祭について				
質問事項（孫・細番号）				
昨年、小体会が廃止された。詰込み型教育の助長にならないか				
質問の内容				
○小体会が外国語教育のカリキュラムのせいで廃止された。文化やスポーツを削って詰込み型の教育を助長することになるのではないか。				
答弁の内容				
小学校体育大会は、市内の子どもたち相互の親睦や体力及び、陸上競技の技術向上を図ることなど、その教育効果は大きいものがあつたと認識しております。 しかし、新学習指導要領の完全実施に伴う、授業時数の増加への対応のため、やむなく昨年廃止しました。 そのことで、これまで練習や準備にかけていた多くの時間を削減できたことによつて、以前に比べ子どもたちが無理なく、より多くの時間をかけて、学習内容の習得ができるようになっております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		楠 晋典	（学校教育課）
質問事項（親番）				
教育行政について				
質問事項（子番）				
市民音楽祭について				
質問事項（孫・細番号）				
全国一斉の学力テストは必要か				
質問の内容				
○全国一斉テストが、県や市町村の競争力をあおる事業で、子どもたちにためになっているのか。教育として還元できているのか。教員の側からも通常の授業を進めたいとの声も聴く。競争ばかりが教育でなく、人を認めること、助け合うことの大切さ、ふるさとの素晴らしさを学ぶことの方が、子どもたちに笑顔が多くなるのではないか。				
答弁の内容				
全国学力・学習状況調査の主な目的は、子どもたちの学力の状況を明らかにし、課題を改善することで、求められる学力を保証することです。 この調査を実施することは、将来、子どもたちにとって必要な学力を身に付けることにつながることから、必要であると考えております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		楠 晋典	（社会教育課）
質問事項（親番）				
教育行政について				
質問事項（子番）				
学童保育について				
質問事項（孫・細番号）				
放課後子ども学習室事業の状況と反響はどうか				
質問の内容				
※質問の趣旨 放課後子ども学習室、とても素晴らしい事業であると思う。現在の状況（参加者増加の様子）や保護者からの反響はどうか。 人気の事業であるがゆえに、人手不足などはないか。				
答弁の内容				
放課後子ども学習室についてでございますが、 本事業は、児童生徒に安全で安心して過ごせることができる居場所を提供するとともに、学習習慣の定着化を目的として、各学校の空き教室などを活用し、自主的・主体的に学習活動を行わせることを目的としております。 平成30年度の実績では、全小・中学校において行われ、延べ実施回数が1,960回、延べ参加人数は3万5千109人となっており、これは前年度比で約5千人の増加となっております。保護者の皆様からも児童生徒が楽しく過ごしていることや学習習慣の定着の点で高い評価をいただいているところです。 現在1校に1教室1講師を配置しておりますが、今後参加人数が増えて対応が難しい場合には、予算の範囲内での対応を考えていきたいと思っております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		楠 晋典	（社会教育課）
質問事項（親番）				
教育行政について				
質問事項（子番）				
学童保育について				
質問事項（孫・細番号）				
今後の方針は				
質問の内容				
※質問の趣旨 今後、もっと多くの子供が利用してほしいと思うが、今後の方針を教えて欲しい。				
答弁の内容				
今後の方針についてであります、 本事業は、子供たちの自主的・自発的な学習習慣の定着化において大きな効果があると考えております。今後も事業を継続していきますとともに、積極的な活用を呼びかけてまいります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（学校教育課）
質問事項（親番）				
福祉と教育の拡充について				
質問事項（子番）				
学力向上と教育環境の整備				
質問事項（孫・細番号）				
学力向上対策事業				
質問の内容				
○「学力の向上と教育環境の整備」を選挙でも言ってきた。 市の取組の状況と実績と効果を伝えたい。				
答弁の内容				
学力向上の取組についてであります。全国学力・学習状況調査と同日に、県学力調査に加え、平成26年度からは、島原市独自の学力調査も実施しております。それらの結果をもとに、児童生徒の学力の定着状況及び課題を把握・分析し、授業改善等、日々の指導に活かしております。 あわせて、「学習プリント」のインターネット配信サービスによる練習問題や確かめ問題等の提供も行っており、一人一人に適した補充指導に活用しております。 また、全教職員を対象とした教育講演会や、先進地視察を実施するなど、教職員の指導力向上を図っております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（教育総務課）
質問事項（親番）				
福祉と教育の拡充について				
質問事項（子番）				
学力向上と教育環境の整備				
質問事項（孫・細番号）				
老朽化した学校施設の整備				
質問の内容				
・校舎、体育館等学校施設の経年劣化の現状とその対策はどのように考えているか？ ・国では施設の長寿命化を推進しているが今後の計画は？				
答弁の内容				
学校施設の老朽化とその対応についてであります、 建物のうち、校舎は建築後30年以上経過したものが全体の約9割を占め、体育館については建築後40年以上経過したものが9割を超えるなど老朽化が進んでいます。 このため、まずは、児童生徒の安全確保を第一に建物の耐震化を優先的に進め、平成24年度末には校舎及び体育館の構造体の耐震化を、平成27年度末には体育館の非構造部材の耐震化を完了しています。 また、平成28年度以降は、非構造部材の耐震化として校舎外壁の改修を年次計画で進めているところであります。 今後は、児童生徒の推移や老朽化状況を勘案して策定した「個別施設計画」を基本に統廃合を進めていくほか、改築よりも費用負担の軽減が見込まれる文部科学省が推奨する「長寿命化改修」を計画的に進めていく予定であります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（教育総務課）
質問事項（親番）				
福祉と教育の拡充について				
質問事項（子番）				
学力向上と教育環境の整備				
質問事項（孫・細番号）				
学校の ICT 環境整備				
質問の内容				
・現在の学校 ICT 環境の整備状況と今後の整備計画について （再質問） 学校の ICT 環境整備には、多額の費用がかかるが、国や県からの補助はないのか。補助率はどの程度か。				
答弁の内容				
学校の ICT 環境の整備についてであります。現在、市内の小・中学校に配備しているパソコンは、平成 21 年度から 25 年度にかけて導入したもので陳腐化が進んでおり「ソフトが読み込めない」「動作が安定しない」などの不具合が発生し、授業にも影響が生じていました。このため校務用・児童生徒用のパソコンやサーバ・プリンタなど ICT 環境の整備費用として約 2 億 6 千万円を本年度当初予算に計上して整備を進めています。 今後は、本年 3 月に策定した「島原市学校 ICT 環境整備計画」に基づき、大型提示装置の電子黒板などのハード整備やデジタル教科書、校務支援システムなどのソフト整備を年次計画で進めるとともに、学校 ICT 支援員を配置して、子どもたちの情報活用能力の向上を図っていくこととしています。 【再質問】 整備について国や県からの財源補助はないのか。 【答弁】 財源については従来の補助制度から現在は、地方財政措置へと変更されており、情報化関係経費として一定額が普通交付税の基準財政需要額に算入されているところです。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（社会教育課）
質問事項（親番）				
行財政改革の推進について				
質問事項（子番）				
効率的、効果的な行政運営の推進				
質問事項（孫・細番号）				
公立公民館のあり方：現状どおり公立公民館には正職員を配置するのか。				
質問の内容				
※質問の趣旨 現状どおり公立公民館には正職員を配置するのか。 （現在、公立公民館では正職員と非常勤職員の2名が配置されているが、今後は非正規職員として市職員OBなどの人材を配置することを考えてもいいのではないか。）				
答弁の内容				
今後も、公立公民館に正職員を配置するのかについてであります、 現在、各公民館には、正規職員である公民館主事と非常勤職員である公民館事務員の2名を配置し、生涯学習の拠点として、住民のニーズにあった学習機会の提供や地域行事等への協力を行っているところであります。 しかしながら、現在、急激に変化する社会の中で、地域の連帯意識や世代間交流の希薄化など、様々な課題が取り上げられています。 このため、地域の個性を活かしつつ、地域の課題解決の拠点となる公民館の運営を行うために、地域のことを良く知る人材の配置について、研究・検討を行っているところであります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（社会教育課）
質問事項（親番）				
行財政改革の推進について				
質問事項（子番）				
効率的、効果的な行政運営の推進				
質問事項（孫・細番号）				
公立公民館のあり方：公立公民館の職員を正職員から非正規職員へ変えた場合、人件費をどのくらい削減できるか。				
質問の内容				
※質問の趣旨 公立公民館の職員を正職員から非正規職員へ変えた場合、人件費をどのくらい削減できるか。				
答弁の内容				
職員を正職員から非正規職員へ変えた場合、人件費をどのくらい削減できるかについてであります。平成30年度決算ベースの人件費（給料、諸手当、共済費含む。）で説明いたします。正規職員の1人当たりの平均と比較いたしますと、正規職員を非常勤職員に変えて公立公民館の運営を行うとした場合に、年額当たり約400万円程度の削減効果が見込まれるところであります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		本多 秀樹	（社会教育課）
質問事項（親番）				
行財政改革の推進について				
質問事項（子番）				
効率的、効果的な行政運営の推進				
質問事項（孫・細番号）				
公立公民館のあり方：今後、公立公民館を生涯学習の拠点としての機能に加え、地域住民組織の拠点施設、生活支援のための拠点施設として活用できないか。				
質問の内容				
※質問の趣旨 今後、公立公民館を生涯学習の拠点としての機能に加え、地域住民組織の拠点施設、生活支援のための拠点施設として活用できないか。				
答弁の内容				
公立公民館を地域住民組織や生活支援の拠点施設として活用できないかということについてであります。公立公民館は、地域住民皆様の生涯学習の拠点として活用していただいております。また、各地区の町内会自治会連絡協議会など、地域の活性化を願う各種団体にも利用していただいております。 今後は、地域においても人口減少による地域の結び付きなど、様々な課題が出てくることも考えられます。公民館は、住民の福祉の増進に寄与することを目的として設置しており、地域の絆づくりや地域課題解決のために、地域住民組織や地域住民皆様の生活支援のための拠点施設としても活用していただきたいと考えております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		草野 勝義	（学校教育課）
質問事項（親番）				
教育問題について				
質問事項（子番）				
教員数不足の実態について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
全国の公立小・中学校で、教員が不足している。教育委員会が独自に進める少人数学級の担当や、病休や産休・育休をとっている教員の代役などの非正規教員が見つからないため。学校では教頭が代わりに授業をしたり、少人数学級をあきらめたりしている実態が全国的に見られるというが、本市での実態は。				
答弁の内容				
教員数不足の実態についてであります。教職員の定数は法律及び県の条例で定められており、本市においては、病休や産休・育休を取得する教員の代替についても、不足なく任用ができています。 また、少人数指導等の加配教員につき毎年配置され、少人数指導や複数体制で指導するティームティーチング等、きめ細かな指導を行っております。 さらに、市非常勤職員として、各学校に学習支援員や学校司書等を配置し、教員の負担軽減を図ることにより、教員の児童生徒と向き合う時間を確保しているところです。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
スマートフォン等の所持状況と学校としての指導状況について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
・H30年度の所持率と過去3カ年の所持率の推移（小中学校別） ・フィルタリングの活用状況と使用時間 ・学校での指導について				
答弁の内容				
携帯電話・スマートフォン等の所持状況について、平成30年度の調査では、小学校が30%、中学校が59%となっており、平成29年度は小学校32%、中学校55%、平成28年度は小学校35%、中学校45%となっております。小学校の所持率は30%台を推移していますが、中学校の所持率は、年々上昇してきております。 利用時間については、平成30年度、小学校は30分未満が約60%、中学校は1時間未満が約40%、1～2時間が約35%となっております。また、フィルタリングについては、小中学校ともに、約30%の児童生徒が利用しています。 学校としての指導状況については、学校への持ち込みについては、原則禁止であり、各学校では出会い系サイトへのアクセス禁止や他人を誹謗中傷する書き込みの禁止、本人を特定できる画像の掲載の禁止など、携帯電話の安全な利用について、年間を通して指導しております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
小中学校内における「受動喫煙対策」について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
（7月から敷地内禁煙は知っているが、） ○外部指導者等への周知はしているか。 ○喫煙場所等を設けていないか。 （吸いたい人がいるのではないだろうか。）				
答弁の内容				
小・中学校内の敷地内禁煙は、「健康増進法の一部を改正する法律」が本年7月1日から施行されたことに伴い、行ったものであり、今回の改正内容は、受動喫煙による健康影響が大きい児童生徒に特に配慮する内容になっています。学校は、「第一種施設」に該当しており、小・中学校では喫煙場所を設けず、敷地内は全面禁煙としております。 周知については、今年度4月に各小・中学校長から保護者や外部指導者等あてに文書で周知をしており、地域の方への周知につきましては、会合での周知はもちろん、学校だよりでお知らせしたり、敷地内禁煙の貼り紙をしたりするなど、機会をとらえて周知をしております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
いじめ・不登校の現状と対応について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
・不登校の状況 ・適応指導教室（ひまわり教室）の利用数の推移と原因				
答弁の内容				
不登校児童生徒の状況についてであります。平成28年度小学校3名、中学校24名、平成29年度は小学校6名、中学校26名、平成30年度が小学校4名、中学校25名となっております。 適応指導教室への通級状況については、平成29年度、小学校3名、中学校3名。平成30年度は小学校2名、中学校6名。今年度は7月現在小学校1名、中学校3名が利用しており、それぞれの児童生徒が学校への復帰を目指すことを目標として通級しております。不登校となった原因については、友人関係の悩みや集団生活への不適應などがあげられます。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
児童虐待の把握と学校としての対応について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
・児童虐待が起こった際のガイドラインはあるのか				
答弁の内容				
児童虐待の防止等に関する法律第6条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない義務があるとされております。 学校においては、アンケートを取ったり、児童の様子を観察したりするなど、虐待の早期発見に努めており、疑いのある場合は、法にもとづき、各関係機関へ速やかに情報提供を行うこととしております。 また、市教委といたしましても、市のこども課、県の児童相談所、案件によっては警察とも情報を共有し、連携をとりながら対応していきたいと考えております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
運動部活動「ガイドライン」の対応について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
・運動部活動ガイドラインが策定され各部の計画を公表するようになっていたと思うが、現状はどうなっているか。				
答弁の内容				
教育委員会では本年2月に「島原市運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、2月末に部活動外部指導者、及び各スポーツ少年団代表者、島原市体育協会評議委員を対象に説明会を実施しました。 その後、各学校では「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、その方針に基づき、本年度のPTA総会において、校長より「学校の部活動に係る活動方針」を保護者に説明しており、その活動計画については、各部で作成し、校長に提出しています。 なお、夏休み期間中の活動計画の公表については、各部活動の計画を一覧表にまとめ、夏期休業日前に学校ごとに全家庭に配布しております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		馬渡 光春	（学校教育課）
質問事項（親番）				
学校教育について（学校の諸課題）児童生徒の安全について				
質問事項（子番）				
文化部活動「ガイドライン」が策定されたが、市教育委員会の対応について				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
・文化部活動のガイドラインに伴う島原市教育委員会の今後の対応について。				
答弁の内容				
平成30年12月に国が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本年8月に県教育委員会において「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」が策定されました。 今後本市では、国・県のガイドラインを参考に、「島原市文化部活動の在り方に関する方針」を速やかに策定し、各学校で来年度からの施行に向けた取組が進められるよう、周知してまいります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		永尾 邦忠	（教育総務課）
質問事項（親番）				
見守りシステムについて				
質問事項（子番）				
小学校の登下校時の見守りシステムの現状について				
質問事項（孫・細番号）				
年間の必要経費と効果について				
質問の内容				
地域児童見守りシステムの年間の必要経費と効果についてであります。必要経費は、平成30年度決算で、システムの保守委託費が1,709千円、利用に係るタグケースや電池代等の消耗品費が1,311千円で、年間約300万円となっています。 また、導入効果につきましては、児童の登下校の時間や画像が保護者へ通知されることにより、登下校時の安否確認ができ、下校時のお迎えに活用されているなど、通学における低学年児童の安心・安全の確保に一定の効果があるものと認識しています。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		永尾 邦忠	（教育総務課）
質問事項（親番）				
見守りシステムについて				
質問事項（子番）				
小学校の登下校時の見守りシステムの現状について				
質問事項（孫・細番号）				
システム更新の費用は発生するのか				
質問の内容				
①今の時代、携帯のGPSなどが発展している中、登下校の確認のみできる見守りシステムは時代にそぐわないシステムになってきているのではないかと。 ②現在全国でどのくらい見守りシステムが使用されているのか。システム会社も少なくなっていると聞いている。 ③ドコモやセコムなどの新たな民間システムの利用など別の方法も考えられるのでは				
答弁の内容				
現在、本市が採用している登下校の確認メール配信サービスは、平成19年度に総務省のモデル事業として導入したもので全国的にも導入団体が少なく、現在、交換用部品の製造も中止されているため、現行と同一システムへの更新は難しいと考えております。（更新費用についても積算は困難） なお、当時本市を含め16団体が本システムを採用しておりますが、現在も継続して利用している団体は、8団体となっているところであります。 近年では、IoTなど情報技術の進歩に伴い、見守りサービスに対する市民のニーズも年々変化しており、今後は民間のサービスも参考にしながら、児童の安全・安心の確保に向けた方策を研究していきたいと考えております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		永尾 邦忠	（学校教育課）
質問事項（親番）				
見守りシステムについて				
質問事項（子番）				
小学校の登下校時の見守りシステムの現状について				
質問事項（孫・細番号）				
不審者情報の共有体制と情報の件数				
質問の内容				
不審者情報の共有体制と情報の件数を知りたい。 （昨年度の件数と大まかな内容でよい。）				
答弁の内容				
不審者情報の共有体制についてですが、事案が発生した学校は、直ちに警察へ連絡するとともに、市教育委員会へ連絡するようになっております。 市教育委員会は学校や県教育委員会からあがってきた不審者情報を、迅速に各小・中学校及び市少年センターに連絡し、情報の共有に努めています。 学校からは子どもたちや保護者に、市少年センターからは、少年補導委員へ連絡するとともに、公民館等を通して地域住民や各種団体に周知、啓発を図っております。 不審者情報の件数についてですが、昨年度の実績として9件あり、主な内容としては「声かけ事案」や「追いかけて事案」などとなっております。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
「文化課」の設置を				
質問事項（子番）				
(1) この度の遺跡消失の経緯：(2) 県文化財に指定した県の反応：(3) 文化財保護審議会の意見 ※「文化財課」という呼称：(4) 教育委員会の対応、今後				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 (1) ～ (4) まとめて回答して良い。				
答弁の内容				
この度の石垣損壊の経緯についてであります、 施工業者からの住宅建設の問い合わせに対して、周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為において工事届の提出が必要であるという案内が社会教育課からできておらず、島原城跡の外曲輪の石垣を守る事ができなかったものです。 この件につきまして、埋蔵文化財の保護を所管する長崎県学芸文化課から「市教育委員会が石垣を守るように地権者を説得するべきであった。説得する動きができていない事は問題である。」との厳しいご指摘を受けたところであります。 また、令和元年8月26日に島原市文化財保護審議会へ石垣のき損の状況について報告し、審議会からは、「島原市の文化財保護担当課である社会教育課の組織構造に問題があり、文化財課を設け、文化財行政を強化することが必要である。」などの意見をいただいております。 教育委員会では再発防止策を策定し、これまで、埋蔵文化財の取り扱いに関するホームページでの周知、庁内の工事関係課等による連携会議、社会教育課内の文化財に関する事務処理体制の見直しを行いました。 今後は、再発防止策を確実に実施し、二度とこのような問題が発生しないように全力で取り組んでまいります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
「文化課」の設置を				
質問事項（子番）				
縦割り行政の連携は				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 今回の遺跡消失においては、建築部署などとの連携不足をはじめとした縦割り行政の弊害について耳にするが、今後の部署間連携をどのように考えているか？				
答弁の内容				
今回の石垣の損壊につきましては、 事前の案内が適切になされなかったという事務処理のミスが直接の原因ではありますが、大きな反省点として、関係部署との連携が十分でなく、ミスをカバーする体制が取れていなかったことが挙げられるところであります。 例えば、本市の建設部で受け付ける建築確認の手続など、文化財の破壊が起こる前に、事前に工事等の情報を共有できれば、適切な対応につなげることが可能であったとも考えられるところです。 今後は、そうした部署間の情報共有や、文化財保護の意識を庁内で共有し、再発の防止につなげられるよう、取り組んでまいります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
「文化課」の設置を				
質問事項（子番）				
職員の過重労働はないか				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 今回、電話で対応をしたこと、適切な案内ができてなかったこと、住宅建設の情報が 入った時に石垣を守るべき行動がとれなかったことなど、本来取るべき行動がとれてな いのは、職員の過重労働が原因ではないのか。				
答弁の内容				
この度の石垣損壊の件につきましては、 社会教育課の適切な対応ができなかったところに原因があるため、埋蔵文化財に係る 事務処理について、改めて事務処理方法、情報共有の仕方、問題点の把握と対応など について共通認識を図り、二度とこのようなことが起きないように再確認を行ったところ であります。 文化財の業務については、保存と活用に向けた各種調査、開発事業に伴う発掘調査な ど、同時期に集中した場合には、事務を遂行するのに非常に苦勞する時期もあります が、業務の負担が一人に集中しないような協力体制の構築と、文化財行政に対する関係 職員の資質の向上に努めてまいります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
「文化課」の設置を				
質問事項（子番）				
築城400年、進捗と展望				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 築城400年事業は、若い人を中心に進められていると聞くと、今回の遺跡消失の件を受け、イベントに終始してまた大切な遺跡を破壊してしまわないか心配になる。 このためにも文化課が必要であると考えている。 若者でイベントをするのは良いが、しっかりと管理しながらやる、などの答弁を。				
答弁の内容				
築城400年記念事業の進捗と展望についてであります、 島原城築城400年記念事業につきましては、平成30年度から築城400年にあたる令和6年度までの7年間を事業期間として、記念イベントや歴史・文化の伝承事業、島原城及び周辺の景観整備等を実施することとしております。 本年度の事業としましては、歴史や文化を学び伝承する「しまばら未来キャンパス」や「島原城一斉清掃」などのソフト事業をはじめ、島原城周辺の無電柱化に着手したところであります。 築城400年記念事業においてはこのように様々なイベント等が計画をされているところですが、その実行委員会には文化財保護部局である社会教育課の職員も出席し意見交換等をしているところであります。 今回の石垣損壊の反省を踏まえ、400年記念事業を市民や観光客の皆様に楽しんでいただくことも重要とは考えますが、かけがえのない貴重な文化財を守るという観点から、文化財の価値を周知し、守るための取り組みができる組織についても必要ではないかと考えているところであります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
文化会館問題				
質問事項（子番）				
島原文化会館建設哲学				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 建設当時の考え方を示して欲しい。 色や高さなど、島原城の景観保存の考えがあった。 文化財指定よりも先に文化会館が建設されたが、島原城保全に対して、文化会館建設に対する控えめの考えがあったのではないか。				
答弁の内容				
島原文化会館についてであります、 昭和49年に完成しており、その当時の設計の考え方として、島原城の景観を壊さないように控えめに作ることを主眼に置いたとのことであります。 このため、建物が目障りにならないように建物の一部を地中深く埋め込み、建物の外装を黒一色に塗って目立たないようにするとともに天守閣の白亜の色を引き立てるように考慮したとのことであります。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
文化会館問題				
質問事項（子番）				
県指定文化財内で出来ること出来ないこと：建て替えてなく修理なら OK？ ※浄化槽の扱い				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 市民に理解してもらうための質問。 浄化槽は単独槽なら改修が必要と考えていたが、合併槽であると確認できたので、答弁の必要なし。				
答弁の内容				
県指定文化財内で出来ること出来ないことについてであります。県指定文化財は、長崎県文化財保護条例に基づいて保護されている文化財であり、現状を変更し文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、長崎県教育委員会の許可を受ける必要があります。 主な例としては建物の新築、増築、改築、除却、道路の敷設、水道管の埋設といった、土地の掘削を伴う行為あるいは景観の変更を伴う行為などが挙げられます。 許可にあたっては、県指定文化財への影響の程度を考慮して判断が行われますが、土地の新規掘削や盛土などについては規制が厳しくなります。 建て替えてなく修理なら良いかということについてであります。県指定文化財と歴史的な関係が無い建物等の修理につきましては、土地の掘削や文化財に与える影響が無いと判断されれば現状変更の許可がなされます。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
文化会館問題				
質問事項（子番）				
建て替えなら何処に				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 島原文化会館の後継施設について、市民の方から ・ 一小と一中を合併して空いた敷地を活用 ・ イオン(AEON)と複合施設化 ・ 有明文化会館を増築 などのアイデアを聞く。市としての考えを聞きたい。				
答弁の内容				
島原文化会館を建て替えるならばどこに建てるか、ということについてであります が、島原文化会館につきましては、公共施設等総合管理計画において、令和8年度に廃止し、ホールの機能を有明総合文化会館へ集約することとしております。 島原文化会館につきましては、県指定文化財の区域内にあり、現地での建て替えが困難であることなどから現在の方針といたしております。建て替えには多額の費用を要するものであり、仮定の話は難しいところではありますが、島原文化会館の廃止ののち、有明総合文化会館の耐用年数を迎えるまでには、適正な規模や建築に適した場所はどこかなどの議論を行うことになるかと存じます。				

年（暦年）	月（議会）		議員名	担当課
令和元年	9月		松坂 昌應	（社会教育課）
質問事項（親番）				
文化会館問題				
質問事項（子番）				
廊下橋は可能か				
質問事項（孫・細番号）				
質問の内容				
※質問の趣旨 文化会館廃止後の二の丸をどのように整備するかを考えたとき、以前から話題に登っている本丸～二の丸をつなぐ「廊下橋」の話があったが、整備は可能なのか、不可能なのか教えてほしい。				
答弁の内容				
廊下橋についてであります、 江戸時代の国史跡における建造物の復元につきましては、文化庁では、設計図等の文献資料、古写真、発掘調査による遺構の確認を必要としています。 島原城跡は長崎県の指定史跡ですが、建造物の復元のあり方は国の史跡と同じであると考えられ、資料等の有無から判断すると島原城の廊下橋の復元はできない事になります。 一方、江戸時代の島原城本丸へのルートは、二ノ丸と本丸を繋ぐ廊下橋が唯一のルートであり、江戸時代の動線の復元として橋の架橋の可能性はありと専門家からお聞きしております。				